

整形外科リハビリテーション学会定款

第1章 総則 第1条 名称

本会は、整形外科リハビリテーション学会(The Society for Rehabilitation of Orthopaedics)と称する。

第2条 事務局

本会の事務局は、理事会・評議員会の議決によって定めるところに置く。

第2章 目的及び事業

第3条 目的

本会は、整形外科リハビリテーションに関する科学的原理の蓄積、技術の研鑽及び向上に努め、もって理学療法学、作業療法学の発展に寄与する事を目的とする。

第4条 事業

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 学術集会、定例会、講演会等の開催。
- 2) 機関誌「整形外科リハビリテーション学会誌」の発刊。
- 3) 技術講習会の開催。
- 4) 内外の関連学術団体との連絡及び提携。
- 5) 優秀な業績の表彰。
- 6) 人材育成プランに基づく指導員の認定。
- 7) その他、前条の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員及び会費 第5条 会員の種別

本会の会員は次のとおりとする。

- 1) 正会員 整形外科リハビリテーションに関与し、本会の目的に賛同するもの。
- 2) 名誉会員 整形外科リハビリテーションの進展に対して多大な寄与をなし、本学代表理事または理事が推薦し、理事会及び評議委員会の議を経て承認されたもの。

3)賛助会員 本会の事業を援助する個人または法人、団体等。

第6条 入会

本会への入会にあたっては以下に定める。

1)正会員になろうとするものは、所定の手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。

2)当該年度内に年会費を納入し、その確認をもって当該年度の正会員となる。

3)前年度に継続して正会員を希望するものは、理事会の承認を必要とせず、会費の納入をもって正会員となる。

4)名誉会員は理事会及び評議委員会にて承認された後、本人の承諾により入会する。

5)賛助会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書を当学会事務局へ郵送

または FAX にて提出することのより申し込みを行うものとする。理事会にて承認した後、当学会事務局より連絡し、別に定める年会費の納入をもって入会とみなす。

第7条 会費 本会の会費については以下に定める。

- 1)本会の会費は年度ごとに支払うものとする。事業年度は10月1日より翌年9月30日までの1年とする。
- 2)技術講習会に参加する場合は、決められた参加費を支払う。
- 3)既納の年会費はいかなる事由があっても返還しない。
- 4)年会費は別に定める金額とする。
- 5)名誉会員は会費を納めることを要しない。
- 6)賛助会員においても、会費は年度ごとに支払うものとする。事業年度は10月1日より翌年9月30日までの1年とする。また、会費は別に定める金額とする。

第8条 資格の消失

本会会員の資格の消失については以下に定める。

- 1)退会したとき。
- 2)成年被後見人もしくは被補佐人または破産の宣告を受けたとき。
- 3)死亡し、もしくは失踪宣言を受けたとき。会員である団体または法人が解散したとき。

4)除名されたとき。

第9条 退会

本会の退会については以下に定める。

1)正会員が年度中に退会しようとする場合には、理由を付して退会届を代表理事宛に提出しなければならない。

2)正会員または賛助会員が指定された会費納入期間内に年会費を納入しなかった場合には、退会したものとみなす。

第10条 除名

会員が下記に該当する場合、代表理事は総会の決議を経て除名することができる。この場合、その会員に対して議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

1)本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき。

2)本会の会員としての義務に違反したとき。

第 11 条 非会員の取り扱い

本会会員以外の取り扱いについては以下に定める。

- 1)非会員であっても、本会が主催する学術集会、定例会、講演会等に参加する事ができる。参加にあたっては、定められた参加費を納入する。
- 2)非会員についても、除名にあたいする行為がなされた場合には、参加を拒否する事ができる。

第 12 条 正会員の特典

本会正会員及び名誉会員であるものは、以下の特典を得る事ができる。

- 1)正会員限定の技術講習会に参加する事ができる。尚、人数限定の場合には、別に定める基準に従う。
- 2)本会で保有する動画資料を閲覧する事ができる。
- 3)学術集会において、研究成果を発表できる。
- 4)機関誌「整形外科リハビリテーション学会誌」に論文を投稿できる。

5)本会の機関誌「整形外科リハビリテーション学会誌」の無料配布を得られる。

賛助会員であるものは、以下の特典を得ることができる。

1)本会の機関誌「整形外科リハビリテーション学会誌」1部の無料配布を得られる。

2)希望があれば、本会の機関誌「整形外科リハビリテーション学会誌」に広告を掲載できる。

第4章 役員・評議員と組織

第13条 役員 本会に次の役員を置く。

1)代表理事 1名

2)副代表理事 1名

3)常任理事 3名

4)理事 若干名

5)監事 2名

6)評議員 必要数

7)顧問 若干名

第 14 条 役員を選任と任期

各役員を選任と任期については以下に定める。

- 1)理事は、評議員会において評議員の中からその候補者を選出し、総会で選任する。
- 2)理事は互選にて代表理事ならびに副代表理事を定める。
- 3)常任理事は代表理事ならびに副代表理事の指名により決定する。
- 4)任期は 2 年とし再任はこれを妨げない。
- 5)監事は正会員の中から理事会の議を経て、代表理事が委嘱する。
- 6)任期は 2 年とし再任はこれを妨げない。
- 7)評議員は正会員の中から理事会の議を経て、代表理事が委嘱する。
- 8)任期は 2 年とし再任はこれを妨げない。
- 9)評議員は評議員会を組織し、この定款に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、代表理事に対し必要な事項について助言する。

第 15 条 役員職務

本会役員職務は以下に定める。

- 1)代表理事は本会を代表し、会務を総括する。
- 2)副代表理事は代表理事と共に会務の執行を補佐する。代表理事に事故があるときは、会

務の執行を代行する。

3)常任理事は代表理事ならびに副代表理事と協働して会務を執行する。会務執行の代行権を副代表理事の次に有する。

4)理事は本会の代表権を有し、理事会を組織して、庶務、財務、渉外、学術等を執行する。

5)監事は本会の会計および会務の監査を行う。

6)評議員は評議員会を組織し、庶務、財務、渉外、学術等の執行に対する審議と共に助言する。

7)顧問は本会の目的に賛同する医師で、必要に応じ会務に関して助言する。選任にあたっては、理事会で審議し、本人の承諾を持って決定する。

第5章 会議

第16条理事会

本会理事会について以下に定める。

1)理事会は必要に応じ、年数回代表理事が招集する。

2)理事会の議長は代表理事が務める。

3)理事会は3分の1以上の理事の出席が無ければ、その議事を開き議決できない。ただし、当該議事に対し書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは出席者と見なす。

4)理事会は以下の事項について審議し、評議員会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

1 各種役員の選出。

2 事業計画・報告、予算・決算に関する事項。

3 会則の変更。

4 その他必要と考えられる事項。

第17条 評議員会

本会評議員会について以下に定める。

1)評議員会は必要に応じ年数回理事長が招集する。

2)議長はその評議員会出席者の中から選出する。

3)議事は出席評議員の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

4)評議員会はこの定款に定める事項について審議し、他本会に必要と認めた業務について議決する。

第 18 条 総会

本会総会について以下に定める。

- 1)総会は年 1 回、定例シンポジウムの時に代表理事が招集する。
- 2)代表理事は必要と認めたとき臨時総会を招集する。
- 3)総会の議長は参加している正会員の中から選任する。
- 4)総会はこの定款に定める事項について審議し、他本会に必要と認めた業務について議決する。

第 19 条 機関誌編集会議

本会機関誌編集会議について以下に定める。

- 1)機関誌編集会議は代表理事が招集し随時行う。
- 2)機関誌編集員は理事が兼任する。

第5章 会計

第20条 経費の支弁

本会の経費の支弁について以下に定める。

1)会費は代表理事又はその代行を任じられたものが管理し、年1回会計報告を行う。

2)収入は正会員の年会費、賛助会員の年会費、非会員の参加費、機関誌等の販売利益、寄付金品、その他事業に伴う収入である。

3)非営利団体として、収益は会員に還元するように支出するが、理事会決議および総会の承認を得て、翌年度に繰り越す事ができる。

細則

第1章 事務局 本会の事務局は、五ヶ丘整形外科リハビリテーションクリニックに置く。

471-0814 愛知県豊田市五ヶ丘1丁目 2-2 五ヶ丘整形外科 リハビリテーション科

第2章 会費

正会員:正会員の年会費は5000円とする。

賛助会員:賛助会員の年会費は 10000 円以上とする。

非会員:定例会参加費は、1 回につき 1000 円とする。

学術集会、講演会等の参加費は、適宜設定する。

第 3 章 総会の成立要件 総会の成立には、会員の 5 分の 1 以上の参加(委任状を含む)を必要とする。

第 4 章 学術集会における演者 学術集会における研究発表の筆頭演者は、原則として本会会員に限る。しかし、共同演者はこれに限らない。

第 5 章 機関誌への投稿機関誌「整形外科リハビリテーション学会誌」に論文を投稿する著者は、原則として本会会員に限る。ただし、理事会で決定し会員以外のものに投稿を依頼する場合は、この限りではない。

附則

変更された本定款は総会の了承を得て、平成 29 年 1 月 1 日より実施する。

変更された本定款は総会の了承を得て、平成 30 年 1 月 1 日より実施する。

変更された本定款は総会の了承を得て、令和 3 年 1 月 1 日より実施する。

この規約の記載内容が正しいことを証明します。

令和3年1月1日 中部学院大学看護リハビリテーション学部理学療法学科

岐阜県関市桐ヶ丘2丁目1番地

整形外科リハビリテーション学会 代表理事 浅野昭裕